

浜松市介護保険条例附則第7条に係る市長が定める経過措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市介護保険条例(平成12年浜松市条例第54号。以下「条例」という。)附則第7条に規定する市長が定める必要な経過措置について定める。

(住所地特例対象者の保険料率)

第2条 次に掲げる者に係る平成17年度分の保険料率については、条例第4条の規定にかかわらず、編入前の条例の例による。

(1) 編入日前に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条第1項または第2項の規定の適用を受ける編入市町村の第1号被保険者であった者(介護保険施設に入所するため編入市町村の区域から当該介護保険施設の所在する場所(編入後の市の区域内である場合を除く。)に住所を変更した者に限る。)で、編入日以後も引き続き当該介護保険施設の所在する場所に住所を有し、同条第1項または第2項の規定の適用を受けるもの。

(2) 編入日前に法第13条第1項または第2項の規定の適用を受ける第1号被保険者であった者(介護保険施設に入所するため編入前の市町村のいずれかの区域から当該介護保険施設の所在する場所(当該区域以外の編入後の市の区域内である場合に限る。)に住所を変更した者に限る。)で、編入日以後も引き続き当該介護保険施設の所在する場所に住所を有しているもの。

(3) 編入日前に編入市町村の第1号被保険者であった者及び編入日以後に第1号被保険者の資格を取得したもの(編入市町村の区域内に住所を有するものに限る。)で、編入日以後に法第13条第1項または第2項の規定の適用を受けるもの。

2 次に掲げる者に係る平成18年度分の保険料率については、条例第4条の規定にかかわらず、条例附則第6条第1項で定める額とする。

(1) 編入日前に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条第1項または第2項の規定の適用を受ける編入前の浜北市、春野町、佐久間町又は水窪町(以下「旧浜北市等」という。)の区域の第1号被保険者であった者(法第13条第1項で規定する住所地特例対象施設(以下「住所地特例対象施設」という。)に入所するため旧浜北市等の区域から当該住所地特例対象施設の所在する場所(編入後の市の区域内である場合を除く。)に住所を変更した者に限る。)で、編入日以後も引き続き当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有し、同条第1項または第2項の規定の適用を受けるもの。

(2) 編入日前に法第13条第1項または第2項の規定の適用を受ける第1号被保険者であった者(介護保険施設に入所するため旧浜北市等から当該介護保険施設の所在する場所(当該区域以外の編入後の市の区域内である場合に限る。)に住所を変更した者に限る。)で、編入日以後も引き続き当該介護保険施設の所在する場所に住所を有して

いるもの。

- (3) 編入日前に旧浜北市等の第1号被保険者であった者及び編入日以後に第1号被保険者の資格を取得したもの(旧浜北市等の区域内に住所を有するものに限る。)で、編入日以後に法第13条第1項または第2項の規定の適用を受けるもの。
- 3 次に掲げる者に係る平成18年度分の保険料率については、条例第4条の規定にかかわらず、条例附則第6条第2項で定める額とする。
- (1) 編入日前に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条第1項または第2項の規定の適用を受ける編入前の天竜市又は三ヶ日町(以下「旧天竜市等」という。)の区域の第1号被保険者であった者(住所地特例対象施設に入所するため旧天竜市等の区域から当該住所地特例対象施設の所在する場所(編入後の市の区域内である場合を除く。)に住所を変更した者に限る。)で、編入日以後も引き続き当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有し、同条第1項または第2項の規定の適用を受けるもの。
- (2) 編入日前に法第13条第1項または第2項の規定の適用を受ける第1号被保険者であった者(介護保険施設に入所するため旧天竜市等から当該介護保険施設の所在する場所(当該区域以外の編入後の市の区域内である場合に限る。)に住所を変更した者に限る。)で、編入日以後も引き続き当該介護保険施設の所在する場所に住所を有しているもの。
- (3) 編入日前に旧天竜市等の第1号被保険者であった者及び編入日以後に第1号被保険者の資格を取得したもの(旧天竜市等の区域内に住所を有するものに限る。)で、編入日以後に法第13条第1項または第2項の規定の適用を受けるもの。

(納期)

第3条 平成17年7月の納期については、条例附則第3条第1項ただし書きにかかわらず、編入日前の浜松市、龍山村を除き適用しない。

附 則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。